

鳥取縣公報

昭和十七年十月二十日
第一千三百七十七號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

● 縣令	水産物配給統制規則	二頁
● 衛生上有害器具取締規則	三頁	
○ 告示	水産物配給統制規則ニ依ル指定	四頁
● 絹織物加工賃認可	五頁	
● 産婆登録名簿訂正者	六頁	
● 種牡牛検査及役肉用牛登録審査	六頁	
● 動力糶摺業免許證下付	八頁	
● 訴願	八頁	
○ 彙報	明年産増産計畫	一〇頁
● 在滿青少年義勇軍郷土中隊に勝栗慰問	一三頁	
● 酒精原料團栗蒐集出荷要領	一四頁	
● 神宮宣場勤勞奉仕	一五頁	

縣令

鳥取縣令第七十一號

昭和十七年農林省令第一號水産物配給統制規則ニ基キ鳥取縣水産物配給統制規則左ノ通定ム

昭和十七年十月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣水産物配給統制規則

第一條 本縣ニ於ケル水産物ノ配給統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 知事本縣内ニ於テ生産セラル、水産物ニ付其ノ種類ヲ指定シ知事ノ指定スル者(以下縣統制機關ト稱ス)ニ對シ當該水産物ノ出荷ニ關スル計畫ノ設定ヲ命ズルコトアルベシ

縣統制機關前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付知事ノ承認ヲ受クベシ

第三條 縣統制機關前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫

00081

ニ基キ水産物ノ生産ヲ業トスル者ニ對シ水産物ノ出荷ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

水産物ノ生産ヲ業トスル者前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ其ノ指圖ニ從フベシ

第四條 知事ノ指定スル水産物ノ生産ヲ業トスル者ハ特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ生産又ハ移入ニ係ル水産物ヲ縣統制機關又ハ知事ノ指定スル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第五條 知事水産物ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ水産物ノ種類ヲ定メ縣ニ於ケル荷受機關ヲ指定スルコトアルベシ前項ノ指定ヲ受ケタル荷受機關(以下縣荷受機關ト稱ス)ハ當該水産物ノ配給ニ關スル計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受ケベシ

第六條 縣荷受機關前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ水産物ノ配給ヲ業トスル者ニ對シ水産物ノ配給ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

水産物ノ配給ヲ業トスル者前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ其ノ指圖ニ從フベシ

第七條 本縣内ニ第五條ノ水産物ヲ搬入スル者ハ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シ又ハ販賣スル水産物ヲ縣荷受機關以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第八條 業務上水産物ノ使用者ハ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ団体ニシテ本縣内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外本縣内ニ所在スル水産物ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ本縣内ニ於テ使用シ又ハ消費スル水産物ヲ買受クル(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ

第九條 知事水産物ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ縣荷受機關ヨリ水産物ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定シ又ハ本縣内ニ於テ水産物ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ水産物ノ配給先、配給數量又ハ配給方法ニ關シ一般ノ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣令第七十二號

衛生上有害器具取締規則左ノ通定ム

昭和十七年十月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

衛生上有害器具取締規則

第一條 左ノ物品ハ之ヲ販賣若ハ授與シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳

00082

列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ但シ第三號乃至第五號ノ物品ニ關シテハ醫療用器具トシテ醫師ノ用ニ供スル目的ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 避妊ピン、避妊リング又ハ之ニ類スル器具

二 避妊ヲ目的トスル衛生上有害ナル器具

三 子宮注入器其ノ他子宮内ニ挿入スル器具

四 眼球ヲ壓迫スル方法ニ依ル近視治療用器具

五 其ノ他衛生上危害ヲ生ズル虞アル器具ニシテ特ニ知事ノ指定スルモノ

第二條 前條但書ニ規定スル物品ヲ販賣若ハ授與シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏セントスル者(以下單ニ營業者ト稱ス)ハ豫メ本籍、住所、營業ノ場所、職業、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、代表者ノ住所、氏名及生年月日)ヲ具シ見本ヲ添ヘ知事ニ届出ツベシ

前項ノ届出事項ニ異動ヲ生ジ又ハ廢業シタルトキハ十日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ツベシ

死亡、失踪ノ場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ前項ニ準ジ其ノ手續ヲ爲スベシ

第三條 營業者ハ別記第一號様式ノ帳簿ヲ備ヘ物品受拂ノ都度該當事項ヲ記載シ其ノ月ノ販賣數量ヲ別記第二號様式ノ文書ニ依

リ翌月十日迄ニ知事ニ届出ツベシ

前項ノ帳簿ハ最後ニ記載シタル日付ヨリ五年間之ヲ保存スベシ

第四條 第一條但書ニ定ムル物品ヲ購入セントスル者ハ其ノ住所、氏名及購入セントスル物品ノ名稱、數量ヲ明記捺印シタル文書ヲ營業者ニ提出シテ之ヲ購入スベシ

營業者ハ前項ノ文書ヲ五年間保存スベシ

第五條 知事ハ當該官吏ヲシテ第一條ニ定ムル物品ヲ貯藏又ハ販賣スル場所ニ臨檢シ營業上ノ帳簿其ノ他ノ書類ヲ檢査セシムルコトアルベシ

營業者ハ故ナクシテ前項ノ檢査ヲ拒ムコトヲ得ズ

第六條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スベシ

第七條 第一條乃至第四條ノ規定ニ違反シ又ハ故ナク第五條ノ規定ニ依ル檢査ヲ拒ミタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八條 住所又ハ氏名ヲ詐稱シテ第一條ニ定ムル物品ヲ購入シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第九條 知事ハ第一條ニ定ムル物品ニ關シ明治三十三年法律第十五號飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件第一條及第二條ニ規定スル職權ヲ行フコトヲ得

第十條 營業者ガ未成年者禁治產者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰

00085

一越縮緬	同	五、六〇
東雲	同	六、〇〇
縞縮緬	同	五、八〇
縞縮緬	同	六、〇〇
平縞	同	五、八〇
壁縞	同	九、五〇
紋縞	同	五、五〇
コート地	同	五、〇〇
リング變節織	同	五、五〇
兵兒帶	一丈	三、五〇

本表加工賃ニハ別ニ織物消費稅ヲ加算シ得ルモノトス

(ロ) 實施ノ日

昭和十七年十月二十日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第六百七十四號

産婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十七年十月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 前本籍 鳥取縣米子市灘町二丁目一八三番地
- 新本籍 鳥取縣西伯郡天津村大字福成六〇五番地
- 前住所 米子市旗ヶ崎七一番地
- 新住所 西伯郡天津村大字福成六〇五番地
- 舊氏名 西 垣 礪 江
- 新氏名 隅 田 礪 江

昭和十五年八月十五日婚姻ニ依リ本籍住所並前姓西垣ヲ隅田ニ變更ノ爲同年九月三日付名簿訂正方出願ニ對シ十月五日訂正

鳥取縣告示第六百七十五號

臨時種牡牛検査並種牡牛監督検査及役肉用牛登録審査左ノ通施行ス

種牡牛検査並役肉用牛登録審査ヲ受ケントスル者ハ十月二十九日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ
種牡牛監督検査ヲ受ケントスル者ハ種付帳簿及種牡牛證明書ヲ携

00086

種牡牛證明書ノ有効期間満了スルモノハ検査ノ當日迄其ノ効力ヲ延長ス

昭和十七年十月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査場所 種牡牛検査
種牡牛監督
登録審査
出場區域
検査時

入頭郡 十月三十日 午後一時
用ヶ瀬町 同 午前九時

同郡 同 午前九時
船岡村 同 午後一時

氣高郡 十月三十一日 午前九時
大正村 同 午後一時

同郡 同 午後一時
正條村 同 午後一時

日野郡 十一月十日 十一月十日
溝口町 同 十一月十日

同郡 十一月十一日 十一月十一日
根雨町 同 十一月十一日

同郡 十一月十二日 十一月十二日
日野上村 同 十一月十二日

西伯郡 法勝寺村	十一月十三日	十一月十三日
同郡 大篠津村	十一月十四日	十一月十四日
米子市 勝田町	十一月十五日	十一月十五日
西伯郡 淀江町	十一月十六日	十一月十六日
同郡 御來屋町	十一月十七日	十一月十七日
東伯郡 赤碕町	十一月十八日	十一月十八日
同郡 浦安町	十一月十九日	十一月十九日
同郡 矢送村	十一月二十日	十一月二十日
同郡 倉吉町	十一月廿一日	十一月廿二日
岩美郡 浦富町	十一月廿三日	十一月廿三日
鳥取市 吉方	十一月廿四日	十一月廿四日
氣高郡 大正村	十一月廿五日	十一月廿五日
同郡 正條村	十一月廿五日	十一月廿五日

00087

入頭郡
用ヶ瀬町
同郡
智頭町
同郡
船岡村

十一月廿六日
十一月廿六日
十一月廿七日

午前九時
午後一時
午前九時

鳥取縣告示第六百七十六號

昭和十七年十月十四日左記ノ者ニ對シ勸力勸業免許證下付セリ

昭和十七年十月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證番號 住 氏 名

- 一、四一九 東伯郡社村大字和田參百九番地 加藤 清
- 一、四二〇 郡上小鴨村大字鴨河内富登番屋敷 山根 正雄
- 一、四二二 同 郡大誠村大字東園四百四番地 中村 喜一
- 一、四二二 同 郡古布庄村大字三本杉千八番番地 正木 輝雄
- 一、四二三 同 郡同 村大字古長參百貳拾九番地 生田賢次郎
- 一、四二四 入頭郡國中村大字池田貳百七拾番地 西尾 角摩

鳥取縣告示第六百七十七號

裁 決 書

日野郡大宮村大字菅澤六十二番地平民農業

訴願人 福田 善作

右訴願ノ要旨ハ訴願人ハ日野郡大宮村ノ村會議員選舉人ナル處昭和十七年五月二十一日執行シタル同村會議員選舉ハ規定ニ違背セルモノニシテ無効ナルヲ以テ同村會ニ異議ノ申立ヲナシタルニ同村會ハ同年六月十四日日本選舉ハ無効ニ非ズト決定シタルニ對シ之ガ決定ニ服スル能ハズ更ニ本參事會ニ訴願シタルモノニシテ大宮村會ノ與ヘタル決定ヲ取消ス旨ノ裁決ヲ求ムト謂フニ在リテ其ノ理由トスル處ハ(一)選舉當日投票ヲ爲シタル深田照夫ハ昭和十七年三月二十七日日野郡日野上村大字生山ニ轉住シ生山驛前ニ生活ノ本據ヲ置キ又高野嶺ハ昭和十六年八月一日大阪府豐能郡庄内町ニ轉住シ生活ノ本據ヲ同町ニ定メタル事實アルヲ以テ假令昭和十六年九月十五日現在ニ依リ調製シタル村會議員選舉人名簿ニ登載シアルモノ選舉權ナキ者ナルコト明瞭ナルニ因リ之等無資格者ニ至リ町村制第二十四條ノ三ニ依リ選舉會ノ參觀ヲ求メタルニ選舉長ハ理由ヲ示サズシテ拒絕シ一人ノ參觀ヲモ許サズ開票點檢計算ヲ結了シタルハ違法ナリ(三)投票點檢ニ際シ有效無効ノ區分ヲ隨意ニ増減シ當落ノ決定ニ錯誤アリト認ムスノ如キハ參觀ヲ拒絕シタルト關聯シテ推斷シ得ベキコト、思料ス(四)投票ノ有效無効ノ區分ヲ誤ルトキハ假令當落ノ決定ニ異動ヲ來サズトモ法定得票數ノ算定ニ誤謬ヲ生ズルコト當然ナリ(五)當選者ノ得票順位第十位佐藤

00088

秋藏、第十一位遠藤森之助ノ兩名ハ何レモ得票數十四票ニシテ第十二位ノ河村俊章ノ得票數ハ十三票ナリ而シテ次點者(落選者)西村金壽郎段塚又次郎兩名ノ得票數ハ各十二票ナルヲ以テ前記無資格者ノ投シタル二票ヲ控除シ彼是對比スルトキハ其ノ位置ヲ轉倒シ選舉ノ結果ニ異動ヲ生ズル虞アルヲ以テ無効ナリ(訴願書ノ第六及第七ノ理由ハ(一)掲グル事項ニ包含ス)ト謂フニ在リ仍テ町村制第三十三條ニ依リ之ヲ受理シ審査スルニ(一)深田照夫ハ昭和十七年三月十七日日野郡日野上村大字生山近藤林業有限會社生山出張所ニ雇傭サレ當時ハ大宮村ヨリ通勤ナシタルモ其ノ距離ニ里餘ヲ隔リ業務ノ實際上日々之ヲ往復スルコト困難ナル狀態ナルタメ同年三月二十七日生山驛前ニ借家ヲ爲シ便宜妻子ト寢食ヲナシツ、アルモ大宮村ニハ父母起居ヲ爲シ住宅及其ノ施設ハ從來ト異ルコトナク且祖先ノ祭祀モ其ノ地ニ於テ營ミツ、アリ尙大宮村ニ常時往來シテ父母ト交渉ヲ保チ同一世帯トシテノ家計ヲ維持シツ、アル等之ヲ客觀的事實ヨリ綜合シテ判斷スルトキハ日野上村ハ單一時的の出稼地ト認ムルヲ相當トスルヲ以テ大宮村ニ於テ選舉權ヲ有スルモノト認メラル又高野嶺ノ選舉人名簿ニ登載ニ當リテハ村長ニ於テ區長ヲシテ一應現任有資格者ノ調査ヲ爲サシメ且事實精査ノ結果選舉權ヲ有スル者ナルコトヲ確認シ名簿ニ登載セラレタルモノニシテ名簿調製ノ現在ニ於テハ一時他出セルコト

ヲ認メラル、モ大宮村ニハ父母姉弟同居シ且其ノ間度々歸省シタル事實ト現在依然大宮村ニ居住シ居ル事實ニ鑑ミ同人ハ一定ノ職業ヲ有セザルニ因リ一時出稼セルモノト認ムルヲ至當トシ之又生活ノ本據ヲ移シタル者ニ非ザルヲ以テ大宮村ニ選舉權ヲ有スルモノト認ム(二)開票ニ當リ訴願人ノ申立ツルガ如ク參觀人ヲ入場セシメザリシハ會場極メテ狹隘ヲ告ゲ之ヲ入場セシムルニ於テハ騷擾ヲ來シ選舉事務ニ支障ヲ生ズル虞アリトシテ執リタル處置ナリト認ム而モ一般選舉人ハ開票卓子ト一間餘ヲ隔テ、場外ニ於テ之ヲ參觀シタル事實ニ鑑ミ之ヲ以テ違法ナリト謂フヲ得ズ(三)開票ニ當リ投票ノ效力ハ選舉立會人ノ決定シ可否同數ナルトキ選舉長之ヲ決スルモノニシテ最モ嚴正ニ執行セラレタルモノト認ムベク訴願人ノ謂フガ如キハ臆測ニシテ證據ナキ事實ノ主張ハ之ヲ採用スルコトヲ得ズ(五)本選舉ハ(一)依リ明カナル如ク適法ニ執行セラレタルモノニシテ選舉ノ結果ニ異動ヲ生ズル虞ナシ右ノ理由ニ因リ裁決スルコト左ノ如シ

昭和十七年六月十四日訴願人ノ選舉ノ效力ニ關スル異議申立ニ對シ大宮村會ノ與ヘタル決定ハ取消スベキ限ニ在ラズ

昭和十七年十月十四日

鳥取縣參事會

鳥取縣知事 土 肥 米 之

彙報

目標面積十七萬五千反

— 明年度麥増産計畫 —

(農務課)

大東亞戰爭の開始以來、皇軍の神速果敢なる活躍によつて廣大なる南方諸地域が我が司配下に屬し、豊富なる物資を掌握するに至つたことは洵に限りない喜びであり、皇軍の威勳に對し感謝感激の言葉もない次第である。

しかし一面また我が主要食糧問題について考へるに、米麥の需給は共榮圏内を通じてなほ未だ餘裕があるとはいひ得ないし、假に各地域内に潤澤な生産があるとするも、國民日々の食糧を遠隔なる海の彼方に託することは國家の存立上これより大なる危険はない。即ち國民食糧の自給を確立するは我が國不動の國策であつて、政府に於ては昭和十六年度より十年計畫を以て食糧の自給・食糧増産の施設をなすこととなつてゐる。であるが、將來の食

糧自給を確立するには米穀にのみ依存して解決することは出來ないのであつて、麥類を米穀と同等に重要視して各般の施設を講じ増産に邁進することとなつた次第である。

内地に於ける本年の稲作は好天候に恵まれ、特に今次の初秋颱風期に當つても西部地方に幾分被害を見た地方もあつたが全般的に豊作が期待せられ、本縣の如きも良の成績が豫想されてゐるのであるが、内地外地を通じて觀るとなほ樂觀を許さぬ狀況にあり且つ共榮圏の麥の生産狀況に鑑みるときは愈々之が増産の要切なるものがある。依つて政府に於ては全國的に麥増産計畫を樹立して、本縣に對しては左表の如く割當をせられてゐるのである。

本縣に於けるこの目標數量の實現は洵に容易ならざるものがあるのであるけれども、萬難を排して國策に順應し、あらゆる努力を傾倒して之が完成を期して居るのであつて、關係機關と協力一致、種々の施設を講ずると共に五十萬縣民各位の挺身國に報ゆる忠誠に倚り、耕種法の改善に依る平均反當收量の一割増加並に冬期休閑地・耕地改良・桑園整理跡地等の全面的利用を圖つて所期の増産を達成し、國家の要請に應へやうとしてゐる次第である。

即ちこれが増産趣旨の普及徹底については各種協議會・印刷物其他他報道機關を通じて徹底に努め、作付面積並に生産數量の割當については各郡市より町村に、町村より部落及各農家に對し實

00089

00090

況に應じて割當て、農事實行組合長・食糧増産實行共勵委員等の活躍を得て一般農家の指導誘掖を期待すると共に、生産資材の供給並に努力の配給調整を行ひ、且つ縣・郡・市町村に於ける食糧増産指導部の適切なる指導督勵を得て目的完遂を期する筈である。各郡市に割當てたる昭和十八年度麥作付目標面積・生産目標數量・耕地擴張並改良見込面積は次の通りである。

昭和十八年度麥作付生産目標數量

郡市	種類(大麥(ビール麥を含む))	目標面積	目標數量	種類(小麥)	目標面積	目標數量
郡高氣	反	1,000	100,000	反	1,000	100,000
郡頭入	反	1,000	100,000	反	1,000	100,000
郡美岩	反	1,000	100,000	反	1,000	100,000
市子米	反	1,000	100,000	反	1,000	100,000
市取鳥	反	1,000	100,000	反	1,000	100,000

郡市	目標面積	目標數量
郡野日	4,640	464,000
郡伯西	2,690	269,000
郡伯東	2,470	247,000
計	101,560	10,156,000

△耕地擴張並改良見込面積(單位反)

(昭和十八年度麥播付可能)

郡市	開田	開畑	計	田畑	計	田畑	計
郡頭入	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	2,000	2,000
郡美岩	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	2,000	2,000
市子米	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	2,000	2,000
市取鳥	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	2,000	2,000

00093

末日まであつて、特に栗の採集が困難な地方の學校に於ては蠶豆(炒豆)一升を以て代用することゝなつてゐる。
 なほ勃利にある加藤中隊は三ヶ年の現地訓練を終つて近く開拓團に移行することになるので、同中隊員に關係ある學校は勿論、各學校より三通宛の慰問状を栗と同時に集め、右加藤中隊に送付する筈である。

酒精原料團栗蒐集出荷要領

(林務課)

團栗は近來アルコール・塗料原料或は家畜飼料として重要資源に加へられるに至り、毎年これが蒐集に努めてゐるのであるが本年は本縣に對し二千石の集荷を割當てられて居るので國民學校青年學校婦人會等の報國運動として廣く團栗拾ひを実施することになつたが、その蒐集出荷要領は次の通りである。

- 一、集荷團栗の種類
 蒐集樹實の樹種はトチ・ナラ・クヌギ・アベマキ・ブナ・カシ・シヒカシハ類の穀斗科及び七葉樹科植物一切である。
- 二、蒐集の方法

- (イ) 縣下國民學校・青年學校の生徒児童をして報國運動の一として蒐集せしめること。
- (ロ) 青少年團・婦人會等の團體に依り蒐集すること。
- (ハ) 一般農山村の家庭に呼掛け、餘暇或は作業地へ往復の寸暇を利用し蒐集に心掛けしめること。
- (ニ) 其の筋より示された團栗蒐集目標數量は努めて之に達するやう心掛けること。

三、受渡の方法

- (イ) 蒐集した團栗は十月より十二月に至る三ヶ月間各國民學校に集荷し、系統農會又は森林組合係員の指導を受けること。
- (ロ) 包装は俵又は吠を用ひ、中味は四斗入(山盛一斗四杯)とすること。止むなく端敷を生じたときは其の端敷を以て包装し、一重俵横五ヶ所、縦二ヶ所十文字掛とすること。
- (ハ) 包装を終つたら荷札を付け、中味の容量・生産者(學校)名を明記すること。
- (ニ) 右の包装を完了したら兒童の自力運送其の他の方法に依つて最寄驛丸通運送店(受配給者の檢收代理人)迄小運搬の上受渡を完了し、團栗出荷報告書の適宜の箇所に貨物領收證印を求め、町村・郡市農會經由縣森林組合聯合會に送付

00094

すること。

四、價格及び代金の決裁

(イ) 價格は生産地最寄驛丸通運送店渡山盛一斗七十錢(包装代を含む)とする。

(ロ) 丸通運送店(檢收代理人)は貨物を受入れたとき出荷者の持参する報告書の適宜の場所に貨物領收證印捺印の上出荷者に手渡すこと。

(ハ) 縣森林が三の(ニ)の團栗出荷報告書を受けたときは、其の代金を郡農會經由出荷者に支拂ふ。これが爲縣森林では豫め受配給者から適宜の前渡金を受入れて置くこと。

五、注意事項

- (イ) 樹實の腐朽したもの、虫害を受けて居るもの、既に發芽してゐるもの等は肉眼鑑別により除去すること。
- (ロ) 團栗の水選はしないこと。
- (ハ) 晴天二日以上日光乾燥を行ふこと。
- (ニ) 樹種別に包装する必要はないが、成るべく大小に依つて區分すること。特にトチはサボニーを含んでゐて處理が異なるから、これだけは別包装として明示すること。
- (ホ) 團栗の秤量は山盛で量ること。
- (ヘ) 包装材料は濡れたものを用ひないこと。

(ト) 團栗蒐集に當つては必ず森林所有者の諒解を得た後入林せしめるやう指導し、盜採等の非難がないやう充分留意すること。

神宮萱場勤勞奉仕

(社會教育課)

大日本青少年團神祇奉仕事業の一として、本年四月十五日より三重縣度會郡小川郷村萱場に於て實施せられる勤勞奉仕に對し、本縣青少年團代表は十月十四日より二十七日まで十四日間奉仕すべきことゝなつた。右は敬神崇祖の念を、勤勞による神事奉仕に於て愈々深化すべき重要施設であるから、縣では「青少年團神宮萱場造成勤勞奉仕要項」を決定して本縣の代表を奉仕させることゝなつたのであつて、右要項の概要は次の通りである。

一、趣旨

全國青少年の精神的基調をなす敬神崇祖の念を、勤勞に依る神事奉仕に依り愈々深化し、皇運扶翼の大業完遂に挺身する不拔の皇國民的性格を鍊成せんがため、全國青少年團代表を以て神宮萱場造成事業を実施するものである。

00095

二、奉仕場所

三重縣度會郡小川鄉村地内

三、奉仕期間

本年四月より明年六月までであるが、本縣は十月十四日より二十七日までの十四日間である。

四、奉仕者

縣青少年團に於て、心身健全にして志操堅固なる年齢十七歳以上二十五歳未満の青少年團員より銓衡したものであつて左の通りである。

第一分隊長 橋本直己 (入頭郡國英村青年學校教諭)

第二分隊長 家森常善 (東伯郡上山村青年學校教諭)

第三分隊長 石塚信考 (西伯郡法勝寺實業專修學校教諭)

團員

- 笹尾 一雄 (鳥取市行徳) 松田 儀貞 (同 立川)
- 磯村 一 (米子市西福原) 生月 圭一 (同 道笑町)
- 桑原 光夫 (岩美郡宇倍野) 山下 寛 (同 岩井)
- 村上 裕美 (同 本庄) 田中 昇 (同 面影)
- 榮田 義明 (入頭郡賀茂) 玉木 正美 (同 山郷)
- 上田 實男 (同 佐治) 小杉 重益 (同 下私都)
- 能勢壽太郎 (氣高郡勝部) 永本 隆 (同 鹿野)

- 中田 吉彦 (同 小鷲河) 御崎 松義 (東伯郡以西)
- 大西 達雪 (同 由良) 増井 寛 (同 小鴨)
- 山下 明 (同 西郷) 岩室 靜雄 (同 長瀬)
- 橋本 市郎 (西伯郡春日) 角 章道 (同 中濱)
- 足立 愛 (同 富益) 中坂 秀重 (同 宇田川)
- 船谷 馨 (同 法勝寺) 福田 馨壽 (日野郡石見)
- 金谷 宏文 (同 根雨) 平野 情 (同 溝口)

五、隊の編成

指導者一名、團員九名を以て一ヶ分隊を編成し、本縣團は三ヶ分隊を組織する。

六、教授及演練

奉仕中に於ては日課を定めて作業及び諸行事を行ふ外、學科として「青少年團の使命」「臣民の道」「神宮に關して」演練として「野外訓練」「救急看護法」「綜合訓練」「閑時作業」・「体操」「音楽」等がある。

七、青年學校教授及訓練時數の取扱

本計畫の實施に當つて、青年學校生徒をこの奉仕作業に従事せしめる場合については、文部省と打合せの結果、生徒居住地出發より歸郷に至る迄の期間、在籍學校に於て當該生徒の受くべき教授及訓練科目および其の時數は、これを履修したものととして取扱ふこととなつて居る。

昭和十七年十月二十日印刷
昭和十七年十月二十日發行

鳥取縣鳥取市東町 發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 印刷所 鳥取刑務支所